# パブリックコメント制度

# こどもの笑顔まんなか条例(案)について

## 【意見募集期間】

令和5年12月25日(月)~令和6年1月15日(月)

【お問い合わせ先】

むつ市子どもみらい部 子育て支援課 電話 0175-22-1111 (内線 2526)

# パブリックコメントにあたって

市では、児童の権利に関する条約やこども基本法の考え方を踏まえ、こどもの権利を守り、こどもが健やかに成長できるまちづくりを推進するための取組を進めています。

取組の一つである条例の制定により、こどもの権利に関する理解を深めるとともに、市の責務や市民の役割等を明確にし、地域全体でこどもに関する政策や取組を推進していくため、「こどもの笑顔まんなか条例」(案)を公表し、市民の皆様からのご意見を募集します。

## 【目次】

■条例(案)の概要		 •	 •	•	•	 •	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	1 頁
■意見の提出 ・・		 •	 •	•	•	 •	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	2 頁
■パブリックコメン	ト用紙																			3 百

#### ■条例(案)の概要

#### 1 目的

この条例は、全てのこどもが命を守られ、自分らしく生き、健やかに成長していくことができるよう、こどもにとって大切な権利を保障するとともに、こどもを権利の主体として認め、市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、その育ちを支え、こどもが笑顔になるようこどもをまんなかに捉え、こどもにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

#### 2 構成

目的:条例の目的について規定しています。

基本理念:条例の根本に据える考えについて規定しています。

市の責務:市が果たすべき役割について規定しています。

保護者の役割:保護者が果たすべき役割を規定しています。

育ち学ぶ施設の役割:育ち学ぶ施設が果たすべき役割を規定しています。

市民の役割:市民が果たすべき役割を規定しています。

事業者の役割:事業者が果たすべき役割を規定しています。

こどもオンブズパーソンの設置:こどもの権利を守り救済する役割を持つ、こどもオンブズ

パーソンについて規定しています。

### 3 経緯

平成元年の国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」では、全ての子どもが持つ権利について定められており、日本は平成6年に批准しています。

令和5年4月には、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の 実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に「こども基本法」が施行されました。

むつ市では、令和5年7月6日に、こどもの笑顔を未来につなぐため、こどもにとっての最善の利益を第一に考え、こどもの健やかな成長と子育てに関する取組をより一層推進することを宣言した「むつ市こどもまんなか宣言」を行いました。

こどもの笑顔のためには、こどもの権利が保障されることが大切であることから、こどもの権利に関する条例の制定やこどもオンブズパーソンの設置等、こどもの権利を大切にする取組を行うこととしました。

#### 4 経過

令和5年9月下旬から10月上旬 アンケート調査実施

対象:市内の学校に通う小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者

## ■意見の提出方法

- 1 募集期間
  - 令和5年12月25日(月)から令和6年1月15日(月)まで
- 2 宛て先
  - 子どもみらい部 子育て支援課
- 3 提出方法

次ページの「パブリックコメント用紙」により、次のいずれかの方法で提出して下さい。

- (1) 電子メール kosodateshien@city.mutsu.lg.jp
- (2) ファックス 0175-22-5044
- (3) 郵送・持参

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号 むつ市子どもみらい部 子育て支援課

- ・電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。
- ・お寄せいただいたご意見は、募集期間終了後ご意見に対する考え方とともに、 整理した上で速やかに公表します。
- ・個々のご意見には直接回答しませんので、あらかじめご了承下さい。

## パブリックコメント用紙

案 件 名	「こどもの笑顔まんなか条例」(案)について
住	
(団体は団体名と代表者名)	
氏名	
(団体は団体名と代表者名)	
電 話 番 号	_
提出者の区分	1 市内に住所を有する方
(該当する番号に○をつけて	2 市内に事務所又は事業所を有する方
下さい)	3 市内の事務所又は事業所に勤務する方
	4 市内の学校に在学する方
	5 パブリックコメントの案件に関係のある方

該当ページ	Ĭ	意	見	0	内	容

- \*ご意見の内容は公表しますが、住所・氏名・電話番号は公表しません。また、その他目的外の使用はしません。
- \*ご意見の欄が足りないときには、用紙(様式不問)を追加して下さい。

## 【提出先・お問い合わせ先】

〒035-8686 むつ市中央一丁目 8 番 1 号 むつ市子どもみらい部 子育て支援課電 話 0175-22-1111 (内線 2527) ファックス 0175-22-5044 電子メール kosodateshien@city.mutsu.lg.jp